

# 序章

## 1 計画策定の趣旨

グローバル化や\*ICTの発達・普及が進展する中、一方では環境問題、食料・エネルギー問題など、人類全体で取り組まなければならない問題が山積しています。特に日本では、少子高齢化の進行に伴う経済規模の縮小や労働力の低下、社会保障費の増大などが懸念されるとともに、都市化や家族形態の変容、ライフスタイルの多様化などにより人間関係が希薄化しており、規範意識や家庭・地域の教育力が低下するなど、私たちを取り巻く社会環境は、かつてないスピードで進んでいます。

一方で、東日本大震災をきっかけとして、助け合いや地域コミュニティを軸とした支え合いが見られるなど、「人の絆」の大切さが強く認識されています。

それに伴い、町民の教育に関するさまざまなニーズや、より安心・安全な教育環境を求める要望は増加の傾向にあり、教育の果たす役割は、ますます重要となっています。

このような中で、鳩山町教育委員会では、平成24年度に今後の10年間を見据えた教育の姿「基本方針」を示すとともに、平成28年度までの前期5年間に実施すべき教育施策や事業を具体的に示した「鳩山町教育振興基本計画」を策定しました。

この計画が平成28年度末に終了することから、国、埼玉県教育振興基本計画や本町の第5次総合計画を基に、平成33年度までの後期5年間に予想される社会の変化等を踏まえ、時代に即した「鳩山町教育振興基本計画」を策定しました。

この「鳩山町教育振興基本計画」では、教育を取り巻く社会の動向や前期の「鳩山町教育振興基本計画」の成果と課題などを検証・分析した上で、重点的に取り組む基本目標・施策・事業の体系を示しています。

鳩山町教育委員会

### ※ICT

Information and Communication Technology の略。情報 (information) や通信 (Communication)に関する技術の総称。

## 2 計画の位置付けとねらい

本計画は、鳩山町の教育が目指す基本的な方向と目標を明確に表し、その実現のために必要な施策や事業を総合的・計画的に実施することを目的に策定するもので、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本計画として位置付けられています。

鳩山町では、平成 32 年度までの長期ビジョンとなる「第 5 次鳩山町総合計画」が策定されています。その中の分野別計画で「2 人づくり(次代を支える人づくりと新たな文化の創造)」として、

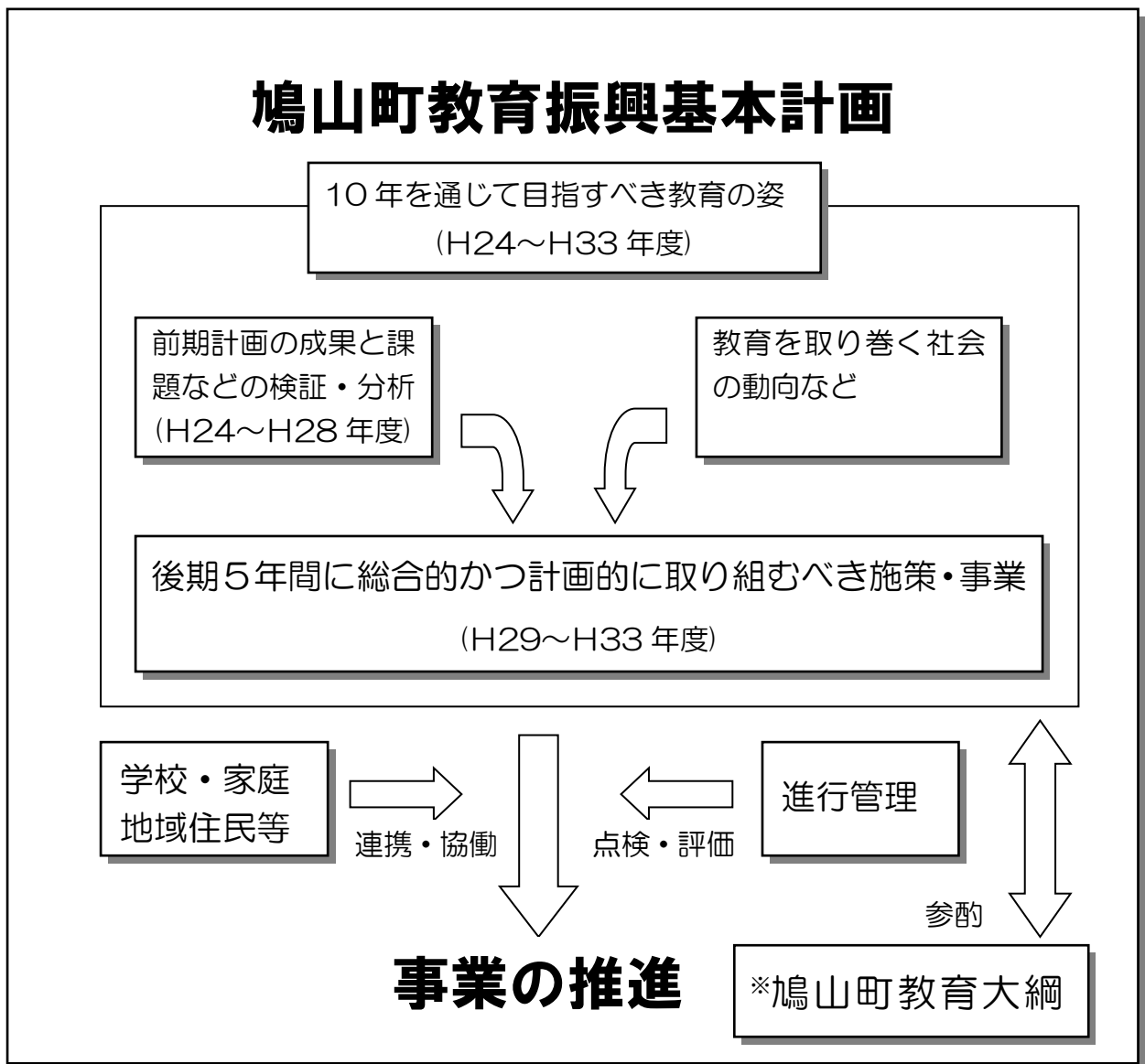
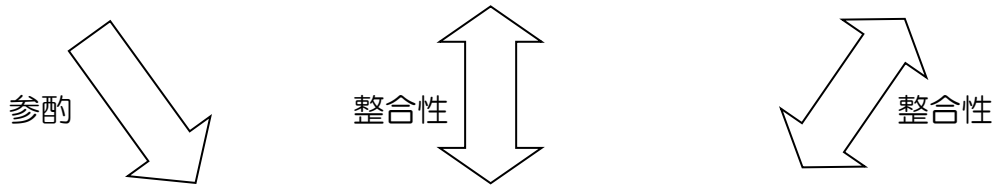
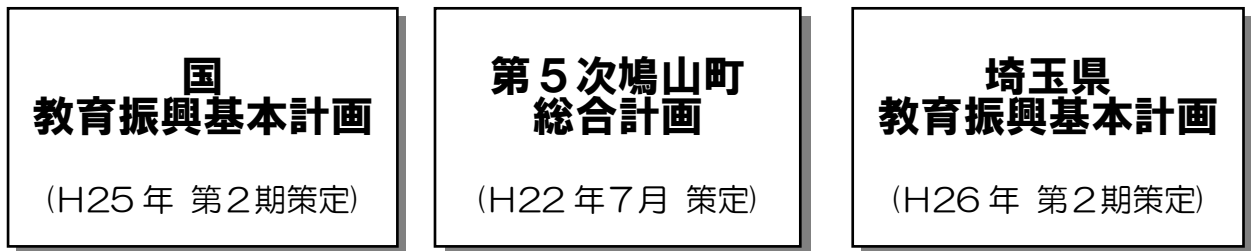
- ①新しい時代を担う子供の育成
- ②家庭・地域の教育力の向上
- ③文化の振興と推進
- ④歴史・伝統文化の保存・継承・活用

が本計画に盛り込まれています。本計画は、この「第 5 次鳩山町総合計画」と整合性を保ち、教育に関する部門別計画として位置付けられます。

鳩山町の教育の振興を推進していくためには、学校はもちろんのこと、家庭や地域のそれぞれが相互に緊密に連携・協力し、「町民全体」で教育に取り組むことが不可欠となっています。本計画を教育関係者はもとより、広く町民の皆様に示すことで、より一層のご理解とご協力を得ることとしています。

## 3 計画の構成と期間

本計画は平成 24 年度から 10 年間（平成 33 年度まで）を通じて目指すべき教育の姿として掲げた「基本方針」を実現するため、「基本目標」と「実施施策・事業」を示したもので、実施期間は平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。



※鳩山町教育大綱

町長が地域の実情に応じ、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたものです。